

赤井川村における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

平成28年3月31日

赤井川村長
赤井川村議会議長
赤井川村教育委員会
赤井川村選挙管理委員会
赤井川村代表監査委員
赤井川村農業委員会

赤井川村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、赤井川村長部局、赤井川村議会議長、赤井川村教育委員会、赤井川村選挙管理委員会、赤井川村代表監査委員及び赤井川村農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

法は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの時限立法である。本計画は、前半の5年間である平成28年4月1日から平成33年3月31日までを計画期間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について関係各部署と協議・連携しながら推進することとする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び目標達成のための取組等

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、赤井川村長部局、赤井川村議会事務局、赤井川村選挙管理委員会書記、赤井川村代表監査委員補助職員及び赤井川村農業委員会事務局を一体として、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し、その達成のため各種取り組みを実施していくものとする。

(1) 時間外勤務の縮減

長時間の時間外勤務が継続することは、職員の心身の健康及び福祉に害を及ぼすことになる。また、仕事と生活の調和、職員の士気の確保、人材の確保等の観点からも時間外勤務の縮減に取り組むことの重要性はますます高まっている。そのため、以下のような取り組みにより時間外勤務の縮減に努める。

<取り組み>平成28年度より随時実施

- ・所属長は、職場の業務状況及び職員の時間外勤務の状況を的確に把握した上で、職場内の応援体制や効率的な業務の見直しにより時間外勤務が縮減される職場づくりに努める。

〔目標：平成32年度までに、時間外勤務の月平均時間を平成27年度対比で20%縮減し、月10時間以下とする。〕

※平成27年度実績 時間外勤務の月平均時間（全職員） 12.5時間

(2) 年次休暇の取得の促進

職員がいきいきと活躍する組織となるためには、性別を問わず全ての職員が仕事と生活を調和できるワークスタイルが重要になってくる。また、余暇を楽しみ、仕事以外の様々な活動を通じて、職員自身が多様な価値観を得ることができ、職務に繋がるような多面的な視点を養うことが期待される。そのため、以下のような取り組みにより年次休暇の取得の促進に努める。

<取り組み>平成28年度より随時実施

- ・週休日や休日、夏季休暇等に併せた年次休暇の取得を促進するとともに、授業参観や学校行事に参加するための積極的な年次休暇の取得に努める。
- ・年次休暇取得にためらいを感じる職員や業務多忙などにより年次休暇が取得できない職員については、業務が一段落した際にリフレッシュするための年次休暇取得の意識づけに取り組む。

〔目標：平成32年度までに、職員の年次休暇平均取得日数を平成27年の実績7.1日から3日増の10日とする。〕

※平成27年実績 職員の年次休暇平均取得日数（村長部局職員）7.1日

(3) 育児にやさしい職場環境の整備

子育ての始まりの時期や出産後の配偶者の支援等をするため、制度利用可能な全ての男性職員が取得できる配偶者の出産の休暇並びに子の看護休暇を取得しやすい職場環境づくりを継続していく必要がある。そのため、以下のような取り組みにより育児にやさしい職場環境の整備を進めていく。

<取り組み>平成28年度より随時実施

- ・配偶者の出産の休暇等特別休暇の内容について職員に情報提供を行うとともに、育児に関する休暇が取得しやすい職場の雰囲気づくりに務める。

目標：平成32年度までに、制度が利用できる男性職員の「配偶者の出産の休暇」取得率の100%、小学校就学前の子を養育する職員の「子の看護休暇」取得割合50%以上とする。

※平成27年実績 配偶者の出産の休暇 制度利用可能職員 なし

子の看護休暇 制度利用可能職員 4名 うち休暇取得者2名 取得割合50%